

扶桑町監査公表第3号

随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年5月12日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 杉浦敏男

1. 監査の対象

①扶桑町総合体育館、総合グラウンド、町民プール

②北部グラウンド

2. 監査実施日

平成29年5月11日（木）

3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち、上記施設を抽出し、施設が適切に管理されているかについて、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

4. 施設の概要等

①扶桑町総合体育館、総合グラウンド、町民プール

所在地 扶桑町大字柏森字平塚370番地他

概要 昭和46年12月に土地取得、同49年7月プール管理棟、  
同58年3月総合体育館、平成3年5月総合グラウンド  
観覧席建設

主である建物

鉄筋コンクリート・鉄骨造ビニール板・陸屋根2階建

延床面積 4,519.04 m<sup>2</sup>、他に附属建物としてプール管理棟 264.48  
m<sup>2</sup>、総合グラウンド観覧席 176.76 m<sup>2</sup>及び車庫等が存し、計 4,992.75  
m<sup>2</sup>

地積 26,557.98 m<sup>2</sup>（平成22年調理場 3,396.39 m<sup>2</sup>所管替）

その他駐車場 348.0 m<sup>2</sup>

②北部グラウンド

所在地 扶桑町大字山那字番所下83番4他

概要 昭和56年7月土地取得、平成16年4月に普通財産から行政財  
産に変更、同22年3月便所、倉庫棟建設

主である建物

鉄骨造合金メッキ鋼板葺き平屋建

便所棟 34.26 m<sup>2</sup>、倉庫棟 30.60 m<sup>2</sup>が存し、計 64.86 m<sup>2</sup>

地積 21,804.19 m<sup>2</sup> その他駐車場 383.0 m<sup>2</sup>

## 5. 監査の結果及び意見

監査の結果、全体として施設は整備され清掃も行き届いており、おおむね良好に管理され運営されていたが、以下の2点について改善・検討されたい。

- ・ 公有財産台帳を扶桑町財産管理規則に基づいて、整理の上適切な管理を願いたい。
- ・ 設備保守点検事業者からの体育館・プール等設備保守点検の指摘状況にあつては、早急に計画的な改修を図られたい。